

## 第 41 回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 20 日（火） 16:00～18:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 西郷浩
  - （委 員） 竹原功
  - （専 門 委 員） 小西葉子、原ひろみ
  - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
  - （調査実施者） 経済産業省大臣官房統計調査グループ構造統計室：若林室長ほか
  - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 工業統計調査の変更について
- 5 概 要

事務局から諮問の概要について、調査実施者から工業統計調査の変更案について説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。

「2 前回承認時における今回の課題への対応」について審議を行ったところ、おおむね適当であると判断し、「1 工業統計調査の変更について」については適当であると判断されたが、一部事項については課題が出された。

審議を踏まえた答申（骨子案）の提示を最後に行い、次回部会で答申（案）について、提示することとした。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

### （1）前回承認時における今回の課題への対応

#### ア 調査票を 2 種類から 1 種類にすることの検討

- ・調査対象が 29 人以下調査票と 30 人以上調査票で報告者の負担も全く異なる。1 種類にすることで調査実施者と報告者の間で、調査票未記入部分の確認など、事務負担も増えかねないため、2 種類のままでよいと思う。
- ・配り分けが問題ないのであれば、従来どおり 2 種類のままでよいのではないか。
- ・平成 24 年経済センサスー活動調査を実施したとき、製造業の調査票を 1 種類にして実施したところだが、記入者が調査票様式の変化に対応しきれなかったり、記入項目が適切に選択できなかったりして記入漏れや調査拒否など様々な混乱が生じた。従来どおり 2 種類の調査票で実施した方がよい。

#### イ 「常用労働者」の範囲、概念及び用語の見直し

- ・従業上の地位については、基本計画部会第 2 ワーキングでも現在議論しているところであり、その経過を注視しながら検討するとしており、特に強い意見等なければ、

現時点で見直しはしないことでよいのではないか。

- ・この課題は平成 19 年に出されたものであり、当時は経済センサスー活動調査の計画もしっかり固まっていなかったことから、課題とした経緯がある。しかし、現在経済センサスで定義も確立しており、従業者数の調査項目については対応もできていることから、部会長のおっしゃるとおり、問題ないと事務局としても判断している。

#### ウ 労働生産性に係るデータ整備

- ・労働生産性についての調査項目は、平成 5 年に廃止したとのことであるが、回答者の不満のみを理由として調査項目から落としたのか。あるいは、他に何か理由があったのか。

←回答者の不満のほかに、調査項目が難しいことから書けない、未記入が多いということがあります、精度の高い統計を実施していく観点から、実施は難しかった。

- ・労働生産性について、課題から今回落とすと決めてしまうには根拠が乏しく、尚早ではないか。どの程度記入が困難か、検証することもあっていいのではないか。引き続き今後の課題に残しておくこともあるのではないか。
- ・今後の課題として残すとした場合には、調査実施者にも負担になるので、課題として残す必要性について慎重に確認する必要がある。

- ・労働生産性も重要なところだが、平成 12 年以降乙調査において 5 年に一度の調査項目となった有形固定資産については、重要な生産性の指標である全要素生産性の測定に有用であるため、これを復活させることも重要ではないか。

←有形固定資産については 10 人以上事業所を対象に、平成 12 年までは毎年調査を実施し、それ以降は全数調査を実施する 5 年に 1 回のタイミングで調査を実施している。そして経済センサスー活動調査の創設以降は、工業統計調査の調査項目ではなく、経済センサスー活動調査で把握するように変更している。

- ・有形固定資産については、今後の課題に書くにしても、調査を実施する必要性について、追って御教示いただきたい。

#### エ 直接輸出額の割合

- ・基本計画部会第 1 ワーキングでも消費税の扱いについて検討している。産業連関表でも選別は難しく、工業統計調査だけがやれるものでもない。相当な手間も掛かることから、現行どおりということではないか。

#### オ 工業用水等の調査事項簡素化及び周期性

- ・調査票へのプレプリントは何をプリントしているのか。大宗において変化の少ない項目ならプレプリントして調査票を配布し、必要に応じて修正する方法もあるのではないか。プレプリントの拡充については、検討を行ったのか。

←事業所名、企業名、所在地についてはプレプリントしている。前回調査のデータをプレプリントすることは可能であり、プレプリントの拡充については、現在のところ検討していないが、記入者の負担軽減の一つとしてはあり得る。

- ・経済産業省の調査については、企業ヘデータを求める調査が多いことから、プレプリントしてもらえている方が、報告者として望ましい。プレプリントされていると書いてもらえないということがあるかもしれないが、本調査において御検討いただきたい。
  - ・プレプリントを行う場合、工業用地などのほとんど値の変わらない事項については実施もあり得るかもしれないが、工業用水等変化のあるものについては、プレプリントの導入について、慎重にした方がよい。
- ←システムの問題があり、すぐに導入ということは難しいが、今後検討していきたい。

## (2) 工業統計調査の変更について

- ・民間委託に移行する直近3調査について、よく整理していただいている。
  - ・一部調査対象について、調査員調査から民間委託である郵送調査に変更することになるが、それらについて、回収率が落ちるということはないのか。
- ←調査員調査から民間委託である郵送調査に変更となるのは、従業者数 200 人未満の事業所であるが、複数の事業所を有するような企業の傘下の事業所であり、これまでの郵送調査の実績から見ても問題はないと考えている。
- ・単独事業所を調査員調査、複数事業所を郵送調査という調査系統の区分けはすっきりしたと思う。地方の負担にも配慮した変更であり、よい変更である。しかし郵送調査から調査員調査へと変更となる、従業者数 200 人以上の規模の大きい単独事業所については、事前に注意事項等引き継いでいただけるとありがたい。
- ←都道府県と連携を図り、提供できるものは提供していきたい。

## (3) その他（答申（骨子案））

- ・答申（骨子案）については、その構成について了解された。内容については、次回部会審議を踏まえ、次回部会で答申（案）を審議することとされた。

## 6 次回予定

今回は、平成 25 年 8 月 30 日（金）16 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。